

小牧市議会議案第79号

大上利幸議員に対する糾弾決議について

上記の議案を、別紙のとおり小牧市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年6月24日提出

提出者	小牧市議会議員	木村哲也
	同 上	小沢国大
	同 上	稲垣衿子
賛成者	小牧市議会議員	熊澤一敏
	同 上	小川真由美
	同 上	星熊伸作
	同 上	石田知早人
	同 上	鈴木裕士
	同 上	加藤晶子
	同 上	河内伸一
	同 上	小島倫明
	同 上	玉井 宰
	同 上	船橋 厚
	同 上	舟橋 秀和

## 大上利幸議員に対する糾弾決議

我々小牧市議会議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、条例を始めとする各種法令を遵守し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

また、小牧市議会議員政治倫理条例第2条第1項では、「議員は、市民の信託を受けた全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。」としている。

しかしながら、大上利幸議員は、職員に対して威圧的な態度が散見されるとして、令和4年6月14日付けで市長、教育長の連名による申入書が議長に提出された。

これを受け、小牧市議会議員政治倫理審査会が設置され、大上利幸議員及び関係者に対し事情聴取を実施した。

審査において、大上利幸議員は、申入書の内容にある6月10日の威圧的言動の事実を認めていない一方、相手が威圧的言動と感じたならば私の言動が悪かった、反省している、責任を感じているとの主旨の発言をした。大上利幸議員は、令和3年第4回定例会の一般質問において、パワーハラスメントに関する質問で、早期の謝罪、ハラスメントの無い職場構築を市長に要望しているにもかかわらず、相手の市職員に対して、10日以上経過しても対面しての謝罪をしていない。これは、議場での言動と実際の行動が矛盾する言行不一致であると、市民より判断されても致し方ないものである。

また、同審査会の中では、「事情聴取を踏まえ、申入書に記載のある大上議員の威圧的な言動は事実であったと判断する」、「パワーハラスメントと思われるような行為を繰り返し行うなど、人権侵害に及ぶおそれがある」等の意見があり、結論として、同審査会委員全員が、大上利幸議員の行為は、職員の公正な職務の執行の妨げとなる行為を禁止する小牧市議会議員政治倫理条例第4条第4号の規定に違反すると判断し、同審査会から議長に報告がなされたところである。

この審査結果は、極めて重大であり、大上利幸議員は、市民の範として法令等の遵守が強く求められる市議会議員の職にありながら、その規範意識の欠如した行為により、小牧市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させたと言わざるを得ない。

これまでも幾度となく、議員の間においても、大上利幸議員の高圧的な態度ともとれる同様な言動があり、その都度、嚴重注意が重ねられてきた。先月開催された全員協議会においても、議長より全議員に対し、職員への対応では無理な要求や脅しがあってはならないと、注意喚起がなされたにもかかわらず、このような事案が発生し、小牧市議会を混乱させた責任は誠に重大であり、本市議会の品位と名誉を著しく傷つけるものに他ならない。

よって、小牧市議会は、ここに大上利幸議員を糾弾し、自ら進退について判断するよう促すものである。

以上、決議する。

令和4年6月24日

小 牧 市 議 会